

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="353 400 918 475">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p data-bbox="152 531 627 563">1 文書回答の対象となる照会の範囲</p> <p data-bbox="174 574 1122 863">同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件の<u>全て</u>を満たすものであって、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p data-bbox="174 874 1122 991">ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p data-bbox="190 1002 246 1034">(注)</p> <p data-bbox="206 1045 1097 1077">1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、<u>次の者をいう。</u></p> <p data-bbox="228 1262 1122 1465">(1) <u>事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等を同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体</u> (2) <u>国又は地方公共団体の行政機関</u> (3) <u>照会の対象となる取引等の当事者ではないが当該取引等と密接な関連を有する業務を行う者</u></p>	<p data-bbox="1350 400 1915 475">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p data-bbox="1142 531 1624 563">1 文書回答の対象となる照会の範囲</p> <p data-bbox="1164 574 2119 863">同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件の<u>すべて</u>を満たすものであって、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p data-bbox="1164 874 2119 991">ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p data-bbox="1180 1002 1236 1034">(注)</p> <p data-bbox="1202 1045 2119 1248">1 この事務運営指針において、「同業者団体等」とは、<u>事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等を同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）及びこれを所管する国又は地方公共団体の行政機関をいう。</u></p> <p data-bbox="1236 1262 1319 1294">(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注) 「取引等と密接な関連を有する業務を行う者」には、例えば、<u>商品取引所が自ら開設する商品市場における取引等に係る照会を行う場合の当該商品取引所がこれに該当する。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(1) 同業者団体等の構成事業者等が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること (注) 同業者団体等が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。</p> <p>(2)～(7) (省略)</p> <p>(8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること イ～ト (省略) チ <u>上記イからトまでに掲げるもの</u>のほか、本手続による文書回答が適切でない認められるもの (例示) (省略)</p> <p>3 照会時の対応及び提出書類等 国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、庁又は局の審理室(課)又は酒税課の文書回答担当者(照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。 (注) (省略) (1)～(7) (省略) (8) 照会に係る取引等に関する<u>全ての</u>関係書類 (9) (省略)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>(1) 同業者団体の構成事業者が行う取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること (注) 同業者団体が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」(事務運営指針)により処理する。</p> <p>(2)～(7) (省略)</p> <p>(8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること イ～ト (省略) チ 上記イからトまでのほか、本手続による文書回答が適切でない認められるもの (例示) (省略)</p> <p>3 照会時の対応及び提出書類等 国税に関する法令の適用等に関して、照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、庁又は局の審理室(課)又は酒税課の文書回答担当者(照会文書に係る審査事務及び文書回答事務を担当する者をいう。以下同じ。)は、照会者に対して、本手続の趣旨・要件等を適切に説明するとともに、次の(1)から(7)までの事項を記載した書面並びに(8)及び(9)の書類(「次の事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。)の提出を求めることとする。 (注) (省略) (1)～(7) (省略) (8) 照会に係る取引等に関する<u>すべての</u>関係書類 (9) (省略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>6 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 回答内容の連絡等</p> <p>文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。</p> <p>また、<u>全ての</u>処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>6 関係部署への連絡等</p> <p>(1) 回答内容の連絡等</p> <p>文書回答担当者は、当該照会文書に係る庁関係主務課等又は局関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなど、その処理結果を連絡する。</p> <p>また、<u>すべての</u>処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2) (省略)</p>

改 正 後

別紙 1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

平成 年 月 日 国税局 審理課長（審理官）殿 酒 税 課 長		① ※整理番号	
		② 所在地	〒
照 会 者	③ (フリガナ) 団 体 の 名 称	()	電話 番 号
	④ (フリガナ) 代 表 者 等 の 役 職・氏 名	()	☎
	(フリガナ) 担 当 者 の 氏 名	()	電話 番 号
	⑤ 代 理 人	住 所・居 所	()
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」とおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には照会者の責任において処理することに同意します。			
⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）		別紙1-1のとおり	
⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり	
⑨ ⑤の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由		別紙1-3のとおり	
⑩ 関係する法令条項等			
⑪ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 ()	

(注意事項)

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

改 正 前

別紙 1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

平成 年 月 日 国税局 審理課長（審理官）殿 酒 税 課 長		① ※整理番号	
		② 所在地	〒
照 会 者	③ (フリガナ) 団 体 の 名 称	()	電話 番 号
	④ (フリガナ) 代 表 者 等 の 氏 名	()	☎
	(フリガナ) 担 当 者 の 氏 名	()	電話 番 号
	⑤ 代 理 人	住 所・居 所	()
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」とおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には照会者の責任において処理することに同意します。			
⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）		別紙1-1のとおり	
⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり	
⑨ ⑤の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由		別紙1-3のとおり	
⑩ 関係する法令条項等			
⑪ 添付書類		1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 ()	

(注意事項)

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙 1 - 1 ~ 別紙 1 - 3 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会 (同業者団体等用)」の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 団体の名称」及び「④代表者等」</p> <p>③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号を、④欄に代表者等の役職及び氏名を記載し、代表者等の印を押してください。なお、<u>代表者等は、担当役員でも差し支えありません。</u>また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。</p> <p>4 ~ 11 (省略)</p>	<p>別紙 1 - 1 ~ 別紙 1 - 3 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会 (同業者団体等用)」の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 団体の名称」及び「④代表者等」</p> <p>③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号を、④欄に代表者氏名を記載し、代表者の印を押してください。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。</p> <p>4 ~ 11 (省略)</p>

改 正 後

別紙1-4

チ ェ ッ ク シ ー ト
(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4) 照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(9) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10) 事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11) 照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12) 照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13) 照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。）。

照会者	所在地	印
	団体等の名称及び代表者等の氏名	

改 正 前

別紙1-4

チ ェ ッ ク シ ー ト
(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4) 照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(9) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10) 事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11) 照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12) 照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13) 照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。）。

照会者	所在地	印
	団体等の名称及び代表者名	

改 正 後

別紙 2

形式審査表（同業者団体等用）

		整理番号			
照会者の名称		局担当者	局 課	作成年月日	
審査事項		確認	補正状況		
記載事項	1	照会者の所在地・名称の記載がある	適・不適	・	・
	2	押印漏れはない	適・不適	・	・
	3	代理人の委任状等の書類はある	適・不適	・	・
	4	照会の趣旨は明らかである	適・不適	・	・
	5	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	・	・
	6	求める見解の理由は明らかである	適・不適	・	・
	7	提出資料の漏れはない	適・不適	・	・
要件事項	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適		
	9	照会者の構成事業者等が行う取引等である	適・不適		
	10	同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである	適・不適		
	11	調査等の手続に係るものではない	適・不適		
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適		
	13	事実関係の認定が伴うものではない	適・不適		
	14	事務運営指針1(8)に規定する要件を満たしている	適・不適		
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項		担当者
	面接・電話・文書	・			
	面接・電話・文書	・			
	面接・電話・文書	・			
その他連絡事項					

改 正 前

別紙 2

形式審査表（同業者団体等用）

		整理番号			
照会者の名称		局担当者	局 課	作成年月日	
審査事項		確認	補正状況		
記載事項	1	照会者の所在地・名称の記載がある	適・不適	・	・
	2	押印漏れはない	適・不適	・	・
	3	代理人の委任状等の書類はある	適・不適	・	・
	4	照会の趣旨は明らかである	適・不適	・	・
	5	取引等の事実関係は明らかである	適・不適	・	・
	6	求める見解の理由は明らかである	適・不適	・	・
	7	提出資料の漏れはない	適・不適	・	・
要件事項	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない	適・不適		
	9	照会者の構成事業者等が行う取引等である	適・不適		
	10	同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである	適・不適		
	11	調査等の手続に係るものではない	適・不適		
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない	適・不適		
	13	事実関係の認定が伴うものではない	適・不適		
	14	事務運営指針1(8)に規定する要件を満たしている	適・不適		
簡易補正	求めた方法	求めた年月日	求めた事項		担当者
	面接・電話・文書	・			
	面接・電話・文書	・			
	面接・電話・文書	・			
その他連絡事項					

改正後	改正前
<p data-bbox="365 244 922 276">[形式審査表（同業者団体等用）の記載要領]</p> <p data-bbox="172 331 376 363">1～3 （省略）</p> <p data-bbox="172 376 1122 448">4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p data-bbox="194 461 349 493">(1) （省略）</p> <p data-bbox="194 505 1122 577">(2) 「9」欄……照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会であること。</p> <p data-bbox="194 590 403 622">(3)～(7) （省略）</p> <p data-bbox="172 635 376 667">5・6 （省略）</p>	<p data-bbox="1359 244 1917 276">[形式審査表（同業者団体等用）の記載要領]</p> <p data-bbox="1171 331 1375 363">1～3 （省略）</p> <p data-bbox="1171 376 2121 448">4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p data-bbox="1193 461 1348 493">(1) （省略）</p> <p data-bbox="1193 505 2098 537">(2) 「9」欄……照会者の構成事業者が行う取引等に係る照会であること。</p> <p data-bbox="1193 590 1402 622">(3)～(7) （省略）</p> <p data-bbox="1171 635 1375 667">5・6 （省略）</p>